

目標（10）人生100年時代を見据えた生涯学習の推進

人生100年時代を見据え、全ての人が、生涯を通じて自らの人生を設計し活躍することができるよう、必要な知識・技能の習得、知的・人的ネットワークの構築や健康の保持・増進に資する生涯学習を推進し、「学び」と「活動」の循環を形成する。

各施策の進捗について

●高齢者等の生涯学習の推進

・高齢者を含め、全ての人が、地域において、世代を超えて互いに交流しながら、地域や暮らし、各々の生きがいを共に創り、高め合う「地域共生社会」を実現するため、多様な技術・経験を有するシニア層の取組など各地域における優れた取組の普及・啓発を促進し、誰もが生涯を通じて学び、地域に参画し、豊かな知識・技術・経験を生かせる環境を整備してきた。生涯学習のニーズの高まりに対応するため、大学においては、社会人入試の実施、夜間大学院の設置、昼夜開講制の実施、科目等履修生制度の実施、長期履修学生制度の実施等を引き続き行い、履修形態の柔軟化等を図って、社会人の受入れを一層促進するほか、テレビ・ラジオ放送やインターネット等の身近なメディアを効果的に活用して、放送大学での大学教育の機会を幅広く国民に提供していく。

●若年期から高齢期までライフステージに応じたスポーツ活動の推進

・国民の誰もがスポーツに親しむことができるよう、地方自治体や関係団体と連携したスポーツ機会の提供や、「学校体育施設の有効活用に関する手引き」の策定やモデル事業の実施、総合型地域スポーツクラブの登録認証制度の整備等を実施してきた。今後も、地域における運動・スポーツを習慣的に実施するための取組の支援や幼児期からの運動習慣形成に向けた取組等も含め、国民のスポーツ実施率の向上を目指して、ライフステージに応じたスポーツ活動の推進に取り組む。

●生涯を通じた文化芸術活動の推進

・日本の美を国内外に発信する「日本博」の実施や自治体における文化芸術事業の支援、文化芸術団体の活動に対する支援や各地の劇場・音楽堂等の機能強化等を通じ、広く国民の文化芸術鑑賞機会の拡大を推進した。また、国民文化祭や高校総合文化祭の開催等により、文化芸術活動への参加機会の充実を図った。新型コロナウイルス感染症の影響で文化芸術活動の状況は大幅に落ち込んだが、コロナ禍で傷ついた状況からの回復及び更なる発展を図るため、上記のような取組を引き続き着実に実施する。

●生涯を通じた学習の成果の適切な評価・活用のための環境整備

・平成29年10月に文部科学省でとりまとめた「検定事業者による自己評価・情報公開・第三者評価ガイドライン」に基づき、自己評価の実施を促進するとともに、NPO法人全国検定振興機構において、平成31年度に「検定試験の第三者評価に関する調査研究」を行い、これを踏まえ、第三者評価を開始。今後も自己評価及び第三者評価の促進により検定試験の質の向上に取り組む。

進捗の総括

これまでの学習を通じて身に付けた知識・技能や経験を仕事や就職上で生かしている者、及び家庭・日常生活に生かしている者の割合はそれぞれ向上しており、「学び」と「活動」の循環の形成がなされていることがうかがえる。目標に向けた施策としては、主権者教育や消費者教育といった現代的・社会的な課題に対応した学習の推進、女性活躍推進のためのリカレント教育の強化、全ての人の生涯を通じた学習やスポーツ、文化芸術活動の推進、学習成果の適切な評価・活用のための環境整備を行った。

課題とその対応

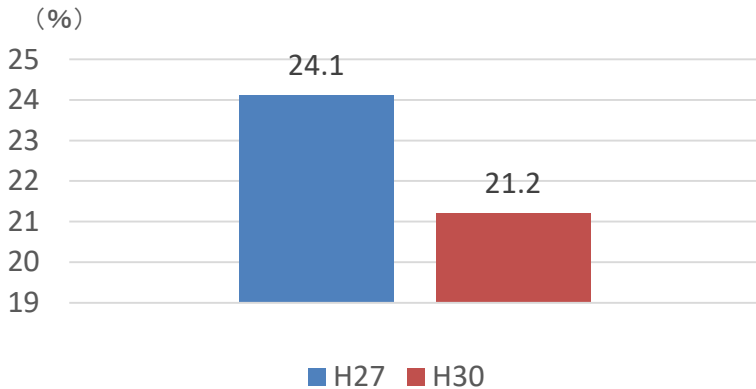
人生100年時代においてマルチステージの生き方が志向される中で、高齢者を含めた全ての人がそれぞれのニーズに応じた学びを可能にするため、ICTの活用などによる柔軟な学びの機会の一層の充実を図るとともに、特に高度な学習内容については、大学や専門学校等におけるリカレント教育を積極的に推進していく必要がある。新型コロナウイルスの影響で落ち込んだ文化芸術活動については、文化芸術事業や文化芸術団体の活動に対する支援等により、国民の文化芸術鑑賞機会の拡大を推進する。

目標（11）人々の暮らしの向上と社会の持続的発展のための学びの推進

少子高齢化、人口減少などの環境変化に対応し、人々が孤立することなく生きがいを持って社会に参加し、地域社会の活力の維持・向上を図るため、人々の暮らしの向上と社会の持続的発展に向けた学びを推進する。

各指標の状況について

測定指標：これまでの学習を通じて身に付けた知識・技能や経験を地域や社会での活動に生かしている者の割合の向上



内閣府「生涯学習に関する世論調査」（平成30年7月）、
内閣府「教育・生涯学習に関する世論調査」（平成27年12月）

平成27年度に比べ平成30年度の数値が低下傾向にある。この背景としては、地域コミュニティの衰退等の社会の変化の中で、地域や社会での活動に参加する者が減っていることが考えられる。

【再掲の施策群】

- 地域の教育力の向上、学校との連携・協働の推進
- 生涯を通じた学習の成果の適切な評価・活用のための環境整備

進捗の総括

これまでの学習を通じて身に付けた知識・技能や経験を地域や社会での活動に生かしている者の割合は減少傾向にある。目標に向けた施策として、社会教育施設を拠点とした取組の好事例の横展開や、社会教育士制度の活用促進、さらには持続可能な社会教育施設の運営のため、各地方公共団体における施設の戦略的な維持管理を推進した。

課題とその対応

身に付けた知識・技能等を地域や社会での活動に生かしている者の割合が低下傾向にあり、地域の課題解決に熱意を持って取り組む様々な分野の人材を巻き込み、協働しながら、地域課題や社会課題への貢献につながる学びを通じて、地域コミュニティでの活動を促進していく必要がある。

各施策の進捗について

● 新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策の検討

・ 公民館等の社会教育施設を拠点として、多様な主体との連携・協働し、様々な学習機会の充実が図られ、地域住民が主体となって地域課題の解決に向けた取組が進められた。一方、孤立しがちな住民が抱える課題解消、デジタル・デバイド解消など、新型コロナウイルス感染症の長期化により一層深刻化した課題の解消が重要となっている。このため、社会の変化に応じた新たな課題について、好事例の横展開等を行うとともに、公民館主事等への社会教育士制度の活用促進などにより、魅力的な教育活動が実践されるよう、社会教育施設を拠点とした取組を推進する。

● 社会における人づくり、地域づくりを担う中核人材の育成

・ 中央教育審議会の平成30年12月21日の第120回総会において、「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について（答申）」を取りまとめた。

・ NPO、企業等の多様な主体と連携・協働し、地域住民の学習活動の支援を通じて、人づくりや地域づくりにおいて中核的な役割を担うことができる人材を育成するため、社会教育主事講習等規程を改正し、養成科目の改善を図るとともに、その学習成果を生かすことができるよう、講習の修了者等が「社会教育士」と名乗ることができることとした。また、社会教育人材を対象とした研修においても最新の知識と技能の習得のため、現代的課題を取り上げて資質向上を図った。また、令和2年4月の改正省令施行後、社会教育士等の取組事例を具体的に紹介する特設サイトを開設して周知を図っており、制度活用の広がりとともに、徐々に受講ニーズが増加している。

・ 一方、社会教育主事講習については一部地域において現状の定員では高まるニーズに対応できない状況が生じており、今後は講習の一部オンライン化等による定員増の工夫や、講習実施機関を増やしていくことで受講機会の確保を図ることとしたい。

● 施設の複合化や多様な資金調達等も活用した持続可能な社会教育施設の運営

・ 社会教育施設の複合化等に関する事例集や社会教育施設を含めたPFI等の事例集を作成・周知するとともに、施設の中長期にわたる整備内容等を具体的に表す「個別施設計画」の早期策定を促す説明会を開催し、各地方公共団体における施設の戦略的な維持管理を推進している。

目標（12）職業に必要な知識やスキルを生涯を通じて身に付けるための社会人の学び直しの推進

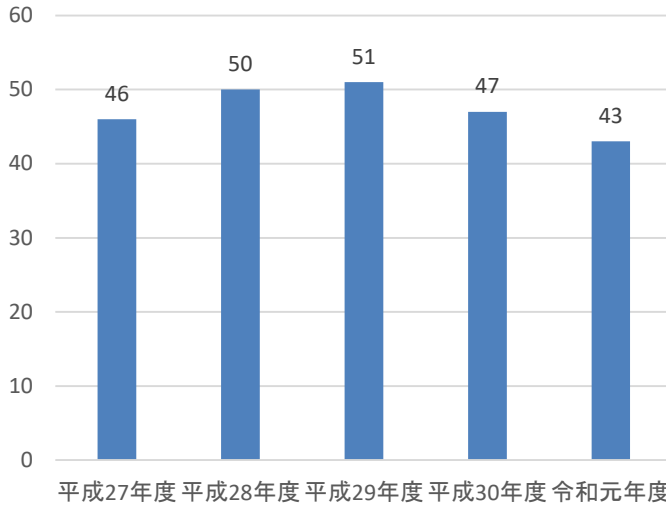
刻々と変化する社会に対応し、職業に関して必要な知識やスキルを身に付けて、「学び」と「労働」の循環につなげることができるよう、社会人が大学等で学べる環境の整備を推進する。

各指標の状況について

測定指標：

大学・専門学校等での社会人受講者数を100万人にする

単位：万人 大学・専門学校等における社会人受講者数



文部科学省：「学校基本統計」、「短期大学教育の改善等の状況に関する調査」、「大学における教育内容等の改革状況について」、「私立高等学校等実態調査」（一部推計）

平成29年度までは増加傾向にあったが、平成30年度から減少に転じている。大学の正規課程や短期プログラムにおいてはほぼ横ばいであるが、専修学校の短期プログラムの変動が大きい。

各施策の進捗について

●教育機関における産業界と連携した実践的な教育カリキュラムの編成・実施

・「職業実践力育成プログラム」については、令和3年度よりDX分野等を新たなテーマとして設定するとともに、新たに43課程を認定し、令和4年4月以降の認定課程数は357課程となる予定。また、大学・専門学校等を活用した社会人向けの実践的なプログラムの開発・拡充に取り組んでおり、今後とも取組を継続しつつ、成果の普及を図っていく。

・「職業実践専門課程」については、令和4年3月現在、1,083校（全専門学校の39.3%）、3,154学科（修業年限2年以上の学科の44.2%）が認定されている。引き続き、専修学校と企業等とが連携した実践的・専門的な職業教育の取組を推進することにより、地域の企業や業界団体等において真に必要とされる人材を育成する。

・大学等における実務家教員育成のための研修プログラムの開発・実施を令和元年度から支援するとともに、研修プログラム修了者と実務家教員を必要とする大学等のマッチングを支援するサイトを令和3年度に構築した。今後とも研修プログラムを継続して実施しつつ、他大学等への展開を図る。

●社会人が働きながら学べる学習環境の整備

・放送大学において、コンテンツをオンデマンドで視聴可能な環境を整えているほか、時代の要請に応じて数理・データサイエンス・AI教育に関する公開講座を開講しデジタルバッジの発行も行うなど多くの社会人が受講している。今後とも単位認定試験のIBT化や同時双方向Web授業の本格実施など更なる利便性の向上と内容の充実に取り組む予定。

・社会人が働きながら学べる学習環境の整備：長期履修制度について、関係会議等での周知を通じその活用を促したほか、大学等における履修証明制度について、平成30年11月の中央教育審議会答申「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン(答申)」における提言等を踏まえ、平成30年度に最低時間数を短縮するとともに、複数の教育機関による単位の累積による学位取得にも資するよう、令和元年度に履修生への単位認定を可能とする制度改正を行った。

・大学・大学院等が行う社会人や企業等のニーズに応じた実践的・専門的なプログラムを「職業実践力育成プログラム」として文部科学大臣が認定する取組を実施しており、平成31年に履修証明プログラムの総時間数の下限が従来の120時間以上から60時間以上に改められたことを受け、より短期のプログラムの認定も行うこととした。また、平成30年度から、専修学校の社会人向けの短期プログラムを文部科学大臣が認定することにより、社会人のキャリア形成を促進する「キャリア形成促進プログラム」制度を創設した。令和4年3月現在、17学科を認定している。引き続き、当該制度の推進・周知により、社会人が学びやすい環境を整える。

・令和元年度より、社会人向けの講座や学びの支援制度等に関する情報を発信するポータルサイト「マナパス」を公開し、順次機能の拡充を行っている。今後とも、既存コンテンツの充実や機能の拡充等に取り組んでいく。

目標（12）職業に必要な知識やスキルを生涯を通じて身に付けるための社会人の学び直しの推進

刻々と変化する社会に対応し、職業に関して必要な知識やスキルを身に付けて、「学び」と「労働」の循環につなげることができるよう、社会人が大学等で学べる環境の整備を推進する。

各施策の進捗について

●経済的な支援の実施

学び直しを経済的な側面から支援するため、日本学生支援機構が実施する貸与型奨学金においては、過去に貸与を受けた者も再び貸与を受けることを可能としているとともに、教育訓練給付の対象となる講座の充実を行っている。

また、「職業実践力育成プログラム」、「第四次産業革命スキル習得講座認定制度」等における教育訓練給付制度との連携や、社会人の学び直しのためのポータルサイト「マナパス」における経済的支援に関する情報提供等を行っているところであり、今後も関係府省の連携強化を図っていく。

●労働者の学びに関する企業側の理解促進

企業内での計画的な人材育成、企業におけるスキル・学習成果重視の評価体系の導入（処遇や報酬と連動）等の取組の実践を企業に促すとともに、企業が教育訓練休暇制度等を導入・適用した場合に助成を行うなど、リカレント教育を促進するための環境整備を行った。

【再掲の施策群】

●高等教育機関における実践的な職業教育の推進

進捗の総括

大学・専門学校等での社会人受講者数は平成29年度までは増加傾向にあったが、平成30年度から減少に転じている。目標に向けた施策としては、職業実践力育成プログラムの認定や職業専門実践課程の認定による産業界と連携した実践的な教育カリキュラムの編成・実施、放送大学における提供コンテンツの充実、大学の履修証明制度の改善、ポータルサイト「マナパス」の公開、日本学生支援機構の貸与型奨学金による経済的支援等の取組を行った。

課題とその対応

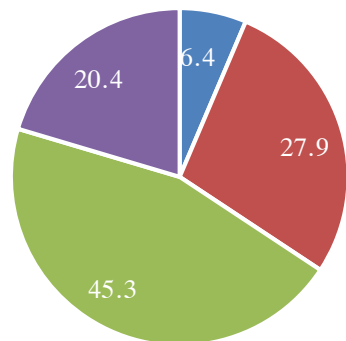
社会人が大学等で学ぶにあたっては、社会人のニーズにあった実践的プログラムが少ないこと、学ぶための時間や情報を得る機会が少ないこと、学費の負担が大きいこと、学んだ成果の職場などでの適切な評価が十分になされていないこと等が課題となっており、行政機関、大学、専門学校、企業等が連携・協働して、これらの課題の改善を図りながらリカレント教育の充実に取り組んでいく必要がある。

目標（13）障害者の生涯学習の推進

障害者権利条約の批准や障害者差別解消法の施行等も踏まえ、障害者が、学校卒業後も含めたその一生を通じて、自らの可能性を追求しつつ、地域の一員として豊かな人生を送ることができるよう、生涯を通じた教育やスポーツ、文化等の様々な学習機会の整備に関する関係施策を横断的かつ総合的に推進する。

各指標の状況について

参考指標：学校卒業後に学習やスポーツ、文化等の活動の機会が確保されていると回答する障害者の割合



学校卒業後に学習やスポーツ、文化等の活動を含む生涯学習の機会が「とてもある」「ある」と回答する障害者の割合は34.3%である（18歳以上の障害者本人および障害者を家族に持つ者4,650名が回答）。

現状では、約7割の障害者の生涯学習機会が不足している。

■ とてもある ■ ある ■ あまりない ■ ない

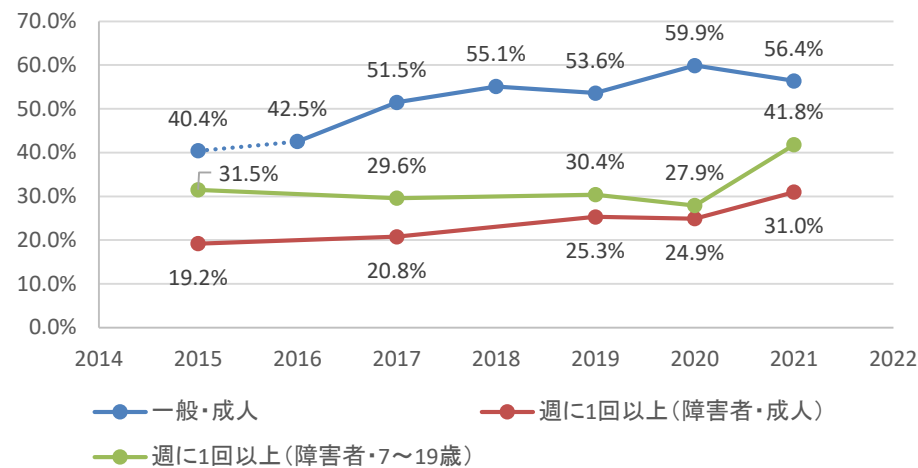
文部科学省「学校卒業後の障害者が学習活動に参加する際の阻害要因・促進要因等に関する調査研究」（平成31年3月）

「文化や芸術」に触れる場や学習プログラムは身近にある 30.7%
 「身体を動かす」場や学習プログラムは身近にある 33.7%
 「仲間と学び合う」場や学習プログラムは身近にある 28.3%

また、同調査において、共生社会の実現に向けて、障害者の学習機会が充実されることについて、81.1%が賛同している。

参考指標：障害のある方のスポーツ実施率の推移（週1回以上）

国民のスポーツ実施率



令和3年度「スポーツの実施状況等に関する世論調査」及び「障害者のスポーツ参加促進に関する調査研究」

障害者のスポーツ実施率は上昇傾向であるものの、障害のある方が気軽にスポーツに親しめる環境の整備等が十分ではないため、一般の成人と比べると大きく下回っている。